


# 一般送配電事業者による2026・2027年度の 合理的かつ現実的な投資量の見直し及び レベニューキャップ制度における第2規制期間に向けた 検討課題について

第74回 料金制度専門会合 事務局提出資料

2026年4月10日



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

- 
- 1. 一般送配電事業者による2026・2027年度の合理的かつ現実的な投資量の見直し**
  2. 第2規制期間に向けた検討課題について
  3. 今後の想定スケジュール

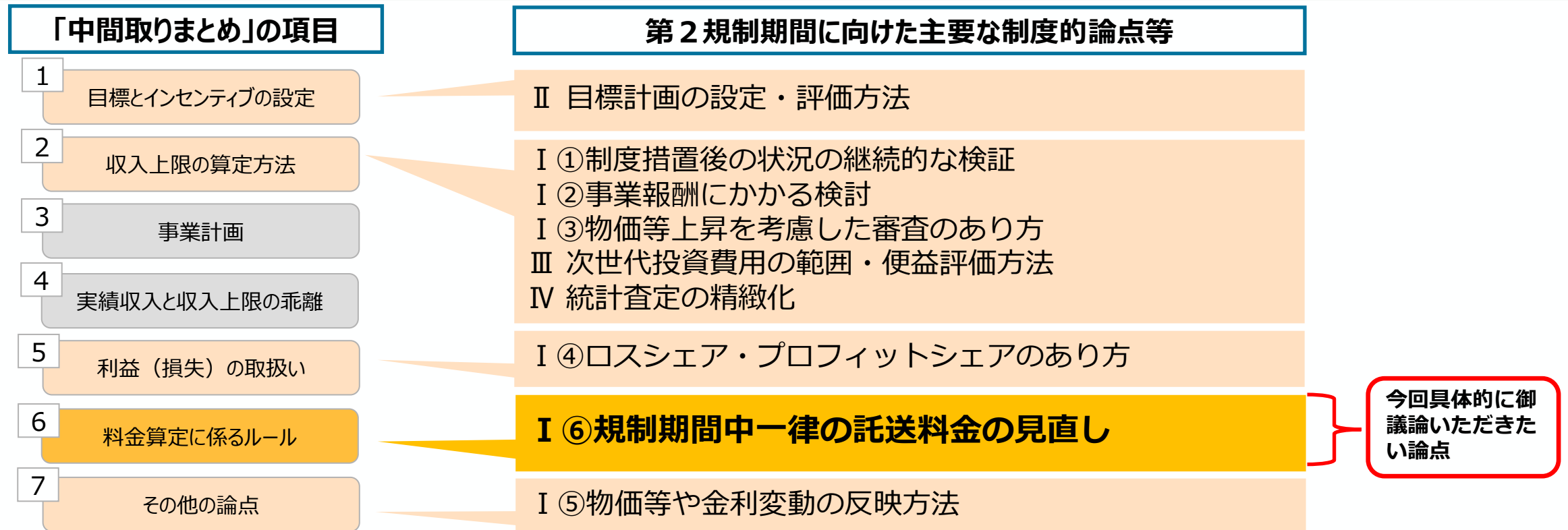
# 今後の対応について

- 本日は、資料3-1において、送配電網協議会より、**2026年度及び2027年度における合理的かつ現実的な投資量の見直しの検討状況**に関して、以下の点について御説明いただいたところ。
  - 合理的かつ現実的な計画への見直し
  - 最大限の効率化に向けた取組
- **上記については、事務局として引き続き進捗の確認を行う**とともに、今後翌期調整の際、もしくは期中調整の申請があった場合には、第1規制期間における物価等上昇や事業報酬（公社債利回りの変動）に係る制度措置の対象となる**投資量の見直しに関する妥当性**について**厳正に審査をしていくこと**としたい。
- また、特に、**最大限の効率化に向けた取組**については、送配電網協議会から報告があったとおり、各社の**取組内容に加え、各施策が最大限横展開されるよう、状況を確認していくこと**としたい。

1. 一般送配電事業者による2026・2027年度の合理的かつ現実的な投資量の見直し
2. **第2規制期間に向けた検討課題について**
  - (1) **第2期制期間に向けた制度的論点等について**
  - (2) 個別論点：規制期間中一律の託送料金の見直し
3. 今後の想定スケジュール

# (1) 第2期制期間に向けた制度的論点等について

- レベニューキャップ制度については、2028年度より第2規制期間が開始される。
- 本日は、これまでの本会合での議論等を踏まえ、事務局において第2規制期間に向けて検討が必要と考えられる**主要な制度的論点等**について整理したため、これらの検討の方向性や、項目の過不足があるかといった点も含めて御議論いただきたい。
- また、上記のうち、**規制期間中一律の託送料金の見直し**については、事務局において論点の整理を行ったため、本日具体的に御議論いただきたい。



# I 物価等上昇及び事業報酬に係る論点

- 第72回料金制度専門会合（2025年12月16日）において、物価等上昇及び事業報酬に関する第2規制期間に向けた検討課題として、以下のような論点を整理したところであり、今後検討を進めていくことが必要。
  - ① 制度措置後の状況の継続的な検証
  - ② 事業報酬にかかる検討
  - ③ 物価等上昇を考慮した審査のあり方
  - ④ ロスシェア・プロフィットシェアのあり方
  - ⑤ 物価等や金利変動の反映方法
  - ⑥ 規制期間中一律の託送料金の見直し
- 上記のうち、⑥規制期間中一律の託送料金の見直しについては、事務局において具体的に論点の整理を行ったため、27頁以降で具体的に御議論いただきたい。

# 【参考】第2規制期間に向けた検討課題

第72回料金制度専門会合  
資料3（2025年12月16日）

- 物価等上昇及び事業報酬に関して、第1規制期間の制度措置について、御議論いただいたところ。
- 第2規制期間に向けては、例えば以下のような論点が考えられるため、今後継続的に検討していくこととしてはどうか。

課題	第2規制期間に向けた検討課題（例）	各課題の詳細
①	制度措置後の状況の継続的な検証	➢ 第1規制期間における <b>制度措置後の状況（物価等上昇の影響や電気工事事業者への賃上げの状況等）を継続的に検証</b> した上で、第2規制期間における制度内容についても、 <b>必要に応じて適切な見直しを検討</b> してはどうか。
②	事業報酬にかかる検討	➢ 事業報酬については、 <b>第2規制期間に向けて、公社債利回りに加えて、自己資本比率やβ値を含めた事業報酬率の算定方法について総合的に検討</b> を行うこととしてはどうか。
③	物価等上昇を考慮した審査のあり方	➢ <b>第2規制期間の収入上限の算定において、</b> 現行の参照期間5年平均ではなく、直近の費用実績等をベースとするなど、 <b>第1規制期間中の物価や労務費の上昇を適切に反映する形で審査を行うこと</b> を検討してはどうか。
④	ロスシェア・プロフィットシェアのあり方	➢ 物価等の変動に伴う費用変動分については、2023～2025年度分や制度措置額との乖離分も含めて、 <b>規制期間終了後のロスシェア・プロフィットシェアの算定において除外</b> すること等を検討してはどうか。 ➢ ただし、物価等変動に伴う費用変動分の特定手法について検討が必要な点に留意

# 【参考】第2規制期間に向けた検討課題

第72回料金制度専門会合  
資料3（2025年12月16日）一部修正

- 前頁に加えて、今般の検討において指摘された以下のような課題についても、第2規制期間に向けて、今後検討することが考えられるか。

課題	第2規制期間に向けた検討課題（例）	各課題の詳細
⑤	物価等や金利変動の反映方法	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ <b>現行制度</b>では、規制期間中に期中調整を実施しない場合、<b>調整項目の承認額と実績額の調整が行われるのは規制期間終了時の翌期調整時点</b>となる。このため、承認額と実績額の乖離が継続的に発生するようなケースにおいては、<b>事業者の収支に実態が反映されない期間が長くなり、翌期調整時の調整額が大きくなる</b>ことに加え、<b>キャッシュフローへの影響から期中の投資計画に支障が生じる</b>といった問題が生じ得る。</li><li>➤ 上記に対応する観点からは、<b>物価等上昇や金利変動といった客観的かつ外生的な変動要因</b>については、規制期間終了時の翌期調整を待つことなく、<b>一定の期間ごとに（例えば毎年度）、自動的に料金に反映させる措置</b>についても、今後検討に値するか。</li><li>➤ ただし、託送料金の変動に紐づき、<b>小売料金も一定期間ごとに変動</b>することに留意が必要。</li></ul>
⑥	規制期間中一律の託送料金の見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 第70回会合における送配電網協議会のプレゼンテーションにもあったとおり、<b>規制期間中一律の託送料金を前提とした場合</b>、規制期間中の設備竣工に伴い減価償却費の負担が後年度に大きくなること等の要因から、<b>後年度にかけて想定収入や想定利益が減少する</b>といった<b>収支構造の課題</b>がある。</li><li>➤ 上記に対応する観点からは、規制期間中一律の託送料金とするのではなく、例えば<b>規制期間の各年度の原価構成や将来の需要想定を考慮し、規制期間内で異なる託送料金の設定を行う</b>ことも今後検討に値するか。</li><li>➤ ただし、託送料金の変動に紐づき、<b>小売料金も一定期間ごとに変動</b>することに留意が必要。</li></ul> <p>※ なお、現行の指針上も、合理的な理由があると認められる場合、規制期間における各年度で異なる託送料金を算定することを認めることとされている。（あらかじめ年度毎の料金表を開示することで予見性は確保可能か）（28頁参照）</p>

# 【参考】第72回料金会合における御指摘

## ＜第2規制期間に向けた検討課題に関する御指摘＞ ※論点⑥に関する御指摘は30頁にて記載

### 第72回料金制度専門会合（2025年12月）

- 25ページが今後重要となる論点であるということも、そのとおりだと思います。特に②（事業報酬にかかる検討）と③（物価等上昇を考慮した審査のあり方）については、今回の経験を踏まえても、なかなか物価や金利などの先を見通すことは難しいですので、規制期間が始まる時には、一旦確からしい数字を置いておくにしても、後々に実績で数字を置き換えて、プラスにしてもマイナスにしても調整するというようなことが合理的だと考えています。この調整で出たプラス・マイナスをいつ払うのかというところが、26ページの⑤（物価等や金利変動の反映方法）の論点だと理解していますが、ここについては、可能な範囲で早めに調整するほうがフェアなのかとは思いますが、ただ一方、作業の煩雑さや料金の変動の大きさとのトレードオフということかと思しますので、仮にトレードオフを考えて、翌期にまとめて調整ということになるのであれば、これまでの議論のとおり、今後は金利がある世界を前提としていくということだと思しますので、その場合には、きちんと金利分も反映するような形で支払い額を決める必要があるというふうに考えているところです。
- 第2規制期間に向けては、25ページで整理いただいた各論点について継続検討するという事で承知しておりますが、その際には柔軟な思考で取り組むべきかと思し、特に今回の措置の目的である財務の改善に寄与したかどうかについては、大変だと思いますけれども、しっかり検証していただければと思します。電気の需要側である一般消費者にとって、物価高がもたらす家計への重圧が大きいことは言うまでもございません。今回の措置が十分であるかどうかについては、事業者の皆様にも御主張はあるかと思しますが、家計にとって激変とならないように配慮いただければと考えております。
- 第2規制期間に向けた検討課題ということで、25ページ目以降のところでございますが、まず、②番の事業報酬に係る検討については、10月の会合のときにもちょっと申し上げさせていただきましたが、ここに書いていただいておりますとおり、公社債利回りに加えて自己資本比率やβ値を含めた事業報酬率の算定方法についての総合的な検討ということが言及いただいております。こちらについては、今回、事業環境の変化に応じた仕組みの変更というのを追加の制度措置という形でしていただいておりますが、実態としては、もともとレベニューキャップをつけた上で、ある程度固定費割合が多い送配電事業においては非常にリスクが低いと思われていたものが、これだけの事業環境変化によって、決してリスクが低いものではなくなっているということは、これはもう実績を見ても明らかではないかなと思っております。いろいろな制度措置をすることによって、そのリスクを低減するという努力も必要ではございますが、一定程度、民間事業者にとって事業として継続するために必要となるリターンの見直し、これはこれまでの送配電事業者が直面している事業環境のリスクや事業環境の変化も踏まえた上で、やはり総合的に検討する必要はあるのかなというふうに思っております。
- 論点⑤（物価等や金利変動の反映方法）と⑥（規制期間中一律の託送料金の見直の部分）については、その反映方法のところは、確かにこのコメントにもあるとおり、小売料金への影響等にもちょっと留意しながらやる必要があるかなとは思いますが、精算のタイミングがずれればずれるほど、時間価値の部分の反映であるとかそういったところが、恐らくちょっと煩雑な部分も出てきてしまうと思しますので、できる限り小売料金とのバランスを踏まえつつも、できるだけ早く実態との乖離についての反映というのを念頭に置いて、仕組みの検討というのは必要なかなというふうに思っております。

# 【参考】第72回料金会合における御指摘

## ＜第2規制期間に向けた検討課題に関する御指摘＞

第72回料金制度専門会合（2025年12月）

- 第2規制期間に向けた対応というのが、今後の検討課題ですが、一定程度の物価上昇（下落）や、金利の変動があった場合に、一定のレンジで、自動的に変更が期中でも行われる制度にしていかないと、また、その度に毎回こういう期中調整の審査をやって、当局にも負担がかかるし当事会社にも負担がかかるというのは、厳しいのではないかと思われます。その中で、どのような項目の変動について、自動的に調整をするのか、どの程度の変動がなければ調整しないのか、こうした制度にした場合にどのあたりに課題があるのか、どのような幅を設定するかというあたりが検討課題と思われます。現状の制度では、レベニューの上限を設けるという形になっているので、それが一定の幅で動くことが制度的になじむのかとか、上限を超えてエスカレということが出来るのかということとなると、制度改正の問題もあるかと思ひます。
- 第2規制期間に向けて宿題が多く残ったということだと思ひます。これからまだまだ大変だということだと思ひますが、第2規制期間がうまく滑り出せるように、今から準備しておかなければいけないことを、改めて思ひました。今回委員から出てきたコメントに関して、まず、今後は、翌期調整になったときには金利のある世界なのだから、金利の分を考慮するというのもっともだと思ひます。本来は翌期調整のほうが望ましいのにもかかわらず、金利のことを考えて期中調整に動くインセンティブを与えるのはよくないことからしても、確かに考える価値はあると思ひます。一方で、言うまでもないことですが、それは逆に言うと、もともと算定された期間の収入が多過ぎた場合には、金利をつけて翌期に返すことになります。まかり間違っても、次の期に繰り越した分の金利を考えるけれども、本来なら前の期もらい過ぎた部分については金利を考慮しないなどという議論にならないように、当然のことだと思ひますが、もし仮にそんな制度を導入するとすれば、両面の準備をお願いします。

## Ⅱ 目標計画の設定・評価方法

- 第1規制期間の目標計画では、「安定供給」等、7分野18項目を設定している。これらの項目については、2023年度及び2024年度の期中評価において事業者の取組を確認してきたところ。
- 目標計画におけるレベニューキャップ制度のインセンティブ設計として、「収入上限の引き上げ・引き下げ」、「レピュテーションインセンティブ」があるが、「収入上限の引き上げ・引き下げ」に関する項目については、縦横比較※1によって評価を行っている。
- 上記の評価方法のうち、特に**縦比較**（自社の過去実績との比較）について、**各事業者の参照期間（過去実績）のパフォーマンスが悪かった場合に相対的に評価が改善されやすくなる**といった指摘があった。また、反対に、**参照期間のパフォーマンスが非常に良い場合に次の期制期間で相対的にペナルティの対象となりやすい**という課題もある。こうした意見等を踏まえ、**第2規制期間においては、インセンティブの評価方法について再検討する必要があるのではないか。**
- また、特に**レピュテーションインセンティブの項目**については、こうした形で**事業者の取組が報告・公表されることが有益である**といった意見があった一方で、事業者の作業や評価側の**事務コスト簡素化**の観点から、**負荷に対して効果の小さいものについては、項目を省力化することが必要等の御指摘**をいただいた。
- こうした意見も踏まえつつ、第1規制期間以降の外部環境の変化も考慮した上で、**目標計画で確認対象とする項目**についても、**必要に応じて見直しを検討してはどうか。**

# 【参考】第1規制期間における目標計画

- 第1規制期間の目標計画は以下の分野・項目を設定している。

分野	項目	インセンティブ
安定供給	①停電対応	収入上限の引き上げ・引き下げ
	②設備拡充	レピュテーションインセンティブ
	③設備保全	レピュテーションインセンティブ
	④無電柱化	レピュテーションインセンティブ
再エネ導入拡大	⑤新規再エネ電源の早期かつ着実な連系	収入上限の引き下げ
	⑥混雑管理に資する対応	レピュテーションインセンティブ
	⑦発電予測精度向上	レピュテーションインセンティブ
サービスレベルの向上	⑧需要家の接続	収入上限の引き下げ
	⑨計量、料金算定、通知等の確実な実施	収入上限の引き下げ

分野	項目	インセンティブ
サービスレベルの向上	⑩顧客満足度	レピュテーションインセンティブ
広域化	⑪設備の仕様統一化	レピュテーションインセンティブ
	⑫中央給電指令所システムの仕様統一化	レピュテーションインセンティブ
	⑬系統運用の広域化	レピュテーションインセンティブ
	⑭災害時の連携推進	レピュテーションインセンティブ
デジタル化	⑮デジタル化	レピュテーションインセンティブ
安全性・環境性への配慮	⑯安全性・環境性への配慮	レピュテーションインセンティブ
次世代化	⑰分散グリッド化の推進	レピュテーションインセンティブ
	⑱スマートメーターの有効活用等	レピュテーションインセンティブ

# 【参考】インセンティブの例（①停電対応）

- 第1規制期間の目標計画における「安定供給」分野の「①停電対応」では、以下のようにインセンティブを設定している。

## 【参考】停電対応のインセンティブ

### 停電対応（具体的な評価方法）

託送料金（レベニューキャップ制度）中間とりまとめ  
詳細参考資料（2021年11月24日） 一部修正

- 目標の達成状況を踏まえた、インセンティブ付与における評価を行う上では横比較の観点が必要。他方で、停電対応については、事業者によって要因分類の粒度等も異なり、精緻な横比較が困難であることを踏まえ、縦比較（事業者毎の経年比較）と組み合わせて、具体的な評価を行うこととする。
- なお、事業者の説明により、合理的理由により目標の未達成があったと判断される場合は、評価において考慮する。

縦比較	+	横比較	インセンティブ
● 規制期間における停電量が、自社の過去実績から <b>5%以上減少</b>	+	● 規制期間における停電量の割合が少ない方から <b>10社中3位以内</b>	<b>ボーナス</b> を付与する ※当期収入上限の一定割合を、翌期の収入上限に上乗せ
● 規制期間における停電量が、自社の過去実績から <b>5%以上減少</b>	+	● 規制期間における停電量の割合が少ない方から <b>10社中4位以下</b>	インセンティブを付与しない
● 規制期間における停電量が、自社の過去実績から <b>5%未満増減</b>	+	● 規制期間における停電量の割合 <b>順位に関わらず</b>	インセンティブを付与しない
● 規制期間における停電量が、自社の過去実績から <b>5%以上増加</b>	+	● 規制期間における停電量の割合が少ない方から <b>10社中3位以内</b>	インセンティブを付与しない
● 規制期間における停電量が、自社の過去実績から <b>5%以上増加</b>	+	● 規制期間における停電量の割合が少ない方から <b>10社中4位以下</b>	<b>ペナルティ</b> を付与する ※当期収入上限の一定割合を、翌期の収入上限から引き下げ

ボーナスの水準は  
収入上限の  
**0.025%**

ペナルティの水準  
は収入上限の  
**0.05%**

※ 1需要家あたりの停電時間換算で、15秒程度（5年間）に相当。

※ 停電量の割合は、「停電量」÷「需要電力量」にて算出する。

# 【参考】⑨計量、料金算定、通知等の確実な実施 －実績確認（託送料金の請求遅延）－

第68回料金制度専門会合  
資料3（2025年9月8日）一部修正

- 2024年度の各事業者における託送料金の請求遅延件数は、全10事業者において参照期間実績の発生率を下回った。
- 経過年数累積では、関西送配電を除く9社が参照期間実績の発生率を下回った。

<請求遅延件数>

<発生率> 青字：参照期間実績を上回らない 赤字：参照期間実績を上回る

事業者	参照期間実績			経過年数累積			FY24		
	①実績値 (超過件数)	②総件数 (千件)	③発生率 (①/②)	④実績値 (超過件数)	⑤総件数 (千件)	⑥発生率 (④/⑤)	⑦実績値 (超過件数)	⑧総件数 (千件)	⑨発生率 (⑦/⑧)
北海道NW	2,068	49,255	0.0042%	1,095	98,217	0.0011%	468	49,073	0.0010%
東北NW	8,364	204,480	0.0348%	2,494	192,255	0.0013%	686	96,145	0.0007%
東京PG	127,938	522,382	0.0245%	33,736	756,586	0.0045%	17,621	379,383	0.0046%
中部PG	71,729	293,088	0.0245%	1,796	268,478	0.0007%	1,250	134,383	0.0009%
北陸送配電	42,011	57,565	0.0730%	323	53,367	0.0006%	108	26,664	0.0004%
関西送配電	102,275	403,415	0.0254%	597,523	347,668	0.1719%	2,121	174,244	0.0012%
中国NW	8,281,281	132,683	6.2414%	554,226	134,988	0.4106%	5,043	67,501	0.0075%
四国送配電	953	74,148	0.0013%	117	69,324	0.0002%	97	34,587	0.0003%
九州送配電	110,172	243,283	0.0453%	452	225,130	0.0002%	139	112,633	0.0001%
沖縄電力	71,847	1,502	4.7837%	58	2,402	0.0024%	15	1,205	0.0012%

# 【参考】⑧需要家の接続 – 2023年度の実績確認 –

第60回料金制度専門会合  
資料3 (2024年9月18日)

- 2023年度における各事業者の接続検討の回答期限超過件数は、全10事業者において参照期間実績の発生率を下回った（東京PG・中国NWを除く8事業者においてゼロ。）

<発生率> 青字：過去実績を上回らない 赤字：過去実績を上回る（→該当なし）

事業者	参照期間実績※			FY23		
	①実績値 (超過件数)	②総件数	③発生率 (①/②)	④実績値 (超過件数)	⑤総件数	⑥発生率 (④/⑤)
北海道NW	540	12,428	4.345%	0	3,060	0.000%
東北NW	386	1,472	26.223%	0	445	0.000%
東京PG	469	3,114	15.061%	1	305	0.328%
中部PG	58	275	21.091%	0	270	0.000%
北陸送配電	184	377	48.806%	0	199	0.000%
関西送配電	2,117	4,278	49.486%	0	1,477	0.000%
中国NW	693	1,657	41.823%	1	625	0.160%
四国送配電	5	115	4.348%	0	40	0.000%
九州送配電	1	438	0.228%	0	316	0.000%
沖縄電力	0	1	0.000%	0	0	0.000%

※参照期間実績は2017年度～2021年度の5年間の実績値合計。

# 【参考】期中評価における御指摘

## ＜評価方法に関する御指摘＞

第58回料金制度専門会合（2024年7月）

- そもそもレベニューキャップ制度自体は必要な投資の確保とコストの効率化を両立させるもので、再エネ主力電源化やレジリエンスの強化を図るものであるという大前提の下、各項目が具体的に決まっているところではあります。レピュテーションインセンティブというのは数字ではないので、なかなか評価しにくいし国民にも分かりにくい点があると思いますが、これ自身は電力業界、送配電網の将来の姿を示すものなので、ぜひ事業者の方はステークホルダー向けに積極的に公表して、対話を進めていかれるのが一番効率化なのではないかと考えます。

第60回料金制度専門会合（2024年9月）

- 最後にもう一点、あまり細かいことを言うのも恐縮であるのですが、縦比較、横比較でチェックするという考え方は、基本的に停電とか地域で割と難易度にばらつきがあるようなケースの場合はいいのかなと思った一方で、感想としては例えば託送料金の回収とか請求といったところで、参照期間の実績がパフォーマンスに差があるのをベースとしてチェックしているケースが見られるかなと思います。なので、例えば81ページなどを見ると、結果的に参照期間実績のレベルの多寡によってチェックにかかるところとかからない会社さんが出てくるように感じるところもありますので、項目によって縦横両方使ったほうが良いものと、そうではないものを分けてもいいのではないかと。もしかしたら次の規制期間に向けての改善点かもしれませんが、そのように感じました。
- それから、縦横比較についてもコメントが出てきましたが、全く御指摘のとおりで、参照期間のパフォーマンスがすごく悪かったら、その後すごく改善したと見えるというのは、ある種アンフェアという面もあると思います。だからこそ縦横比較はするのだけれども、何を重視するのかということについては、項目ごとに大分変わるべきだし、実際にそうしていると思っています。全体像を見ていただければ、一定程度考えられたものだということは理解していただければと思いますが、具体的に気づいた点があればおいおいまた指摘していただければと思います。

## ＜事務コストの簡素化に関する御指摘＞

第58回料金制度専門会合（2024年7月）

- この期中評価ですけれども、大変有益かつ必要なプロセスと考えております。今回が初年度ということで、これから監視等委員会としてもルーチンになると思いますので、事務局サイド、被規制側、事業者の皆様、対応コストも考えながら、重要性も見ながらメリハリをつけていく、その上で実効性、分かりやすさ。さらに言えば、新しい政策二一への柔軟性、機動性、こういったことについても期待を申し上げます。そして送配電事業者個々の取組のチェックの先に、電力システム全体で見てトータルで強靱かつ効率的に安定供給を提供していく、それにこのプロセスが資するという発想が重要かなと思っています。

第60回料金制度専門会合（2024年9月）

- 負荷をかけて期中でインテンシブにやらなければいけないものとそうでないものというのを考えて、最初は手探りで始めたので、こういう格好で期中評価することを決めただけですが、負荷がかかる割に効果の小さく見えるものが出てくれば、省力化することが必要だと思います。そうしないと、もっと重要なことに人的な資源が割けなくなるというのは全くそのとおりだと思いますので、一旦決めたからといってずっと続けるということではなく、第2規制期間の在り方もそうですが、期中の評価の仕方も考えていいと思います。

## Ⅲ 次世代投資費用の範囲・便益評価方法

- レベニューキャップ制度においては、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しの適確な算定等に関する指針（以下、「指針」という）上、電力ネットワークの次世代化を促す観点から、各事業者において効果的な次世代投資計画を策定することが求められているところ。
- 次世代投資費用については、第19回料金制度専門会合（2022年9月）において、**規制期間内に限定しない中長期的な取組を推進していく観点から、費用対便益等により取組の重要性が認められる投資のみを対象とすることとされ、一般送配電事業者が将来に必要な新規の取組を確実かつ円滑に進められるようにするため効率化係数（0.5%/年）を設定しないことと整理された。**
- 上記の整理を踏まえ、第1規制期間においては、**脱炭素、レジリエンス、DXの観点から、次頁の複数の項目を次世代投資の項目として分類していたところ。**
- 第1規制期間の審査の過程で、**複数の委員から、便益説明の具体性、合理性が事業者によって差がある項目があったことから、次世代投資計画策定における適切な便益に係る計上方法等の在り方について検討すべきとの御指摘があったところ。**
- 第2規制期間に向けては、**便益説明の具体性、合理性についての考え方の統一を図るとともに、第1期制期間の審査以降の技術の進展や普及等の状況を踏まえ、次世代投資費用の位置付け（脱炭素、レジリエンス、DX・AI投資、省人化・効率化）、投資対象の考え方（新規性や革新性等）等の観点も含め、対象範囲の明確化を図る必要があるのではないか。**

# 【参考】第1規制期間における次世代投資の分類項目

- 第1規制期間における次世代投資費用については、脱炭素、レジリエンス、DXの観点から、以下のような項目が含まれている。

## 各社の分類項目ごとの次世代投資費用の見積り状況

第19回料金制度専門会合  
資料5（2022年9月15日）

- 各社の次世代投資費用の見積り状況について、以下のとおり分類項目ごとに整理を実施した。
- 系統増強や無電柱化対応といった設備拡充に係る費用については、次世代投資費用として計上する事業者と、CAPEXとして計上する事業者とで分かれるなど、計上方法に差異があることを確認した。

分類項目	北海道電力 NW	東北電力 NW	東京電力 PG	中部電力 PG	北陸電力 送配電	関西電力 送配電	中国電力 NW	四国電力 送配電	九州電力 送配電	沖縄電力
系統増強	○	○	○	●	○	○	●	●	×	×
N-1電制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
ノンファーム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
再給電方式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
ダイナミック レーティング	○	●	○	○	○	○	●	○	○	×
発電予測 精度向上	○	○	●	×	○	○	○	●	○	○
スマートメーター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
配電網高度化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
共同システム	○	○	●	○	○	○	○	○	○	●
分散グリッド化	●	○	○	○	○	○	○	●	○	○
系統安定化、 停電・災害対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
無電柱化	○	○	●	●	○	●	●	●	●	●
サイバー セキュリティ	●	●	●	○	○	○	●	○	○	●
DX機器	○	●	○	○	○	○	○	○	○	●
データ活用	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○
アセマネ	×	○	●	○	○	○	○	○	○	○

脱炭素

レジリエンス

DX

(注) 分類項目は各社事業計画等を基に事務局にて設定。●は、次世代投資費用には見積り費用を算入していないものの、OPEXやCAPEXの費用区分にて見積り費用を算入。  
(出典) 各社事業計画等より事務局作成

# 【参考】第1規制期間審査時における御指摘

## ＜次世代投資費用に関する御指摘＞

### 第19回料金制度専門会合（2022年9月）

- 極端に言えば真空管から半導体に替えるといったような劇的な技術的な変化をもたらすというよりも、一種、運用とか技術思想の変化、工夫といったものの非常に高度なものという感じがいたしまして、これらは私、とても大切なことだと思うんです。金銭的にはそれほど大きなものにならないから、なかなかインセンティブが付かない可能性があるのですが、ますますもって便益がどういう経路で社会に及んでいくのかということをはっきりさせていただくのはとても大切だと思いますし、また将来に向かっては、余りお金はかからないけど技術思想の変化によって社会には貢献できるというものについては、大いにインセンティブを与えるような仕掛けがあったらいいなと感じて伺っております。
- 例えばN-1電制・ノンファーム方式・再給電方式のような、技術の先進的な取組として事務局が評価している項目でも事業者の記載に便益説明の具体性、合理性で差があります。

### 第25回料金制度専門会合（2022年11月）

- 次世代投資について、今回の調査でこれが次世代に資するということが検証されたので認められるということですが、改めて今お話ありました効果の観点を含めて、次世代に資するものは何かという定義を決めていく必要があると思います。

### 第26回料金制度専門会合（2022年11月）

- 便益に対する考え方がまだ一様にそろっていないということで、いろいろ苦労されて数字を出していただきましたが、今後はもう少し事業者さんと事務局の間で整理して、何らかの数字を出す指針みたいなものがあるほうが、信憑性といいますか数字に信頼性も高まると思います。
- 有事が発生しなかったとして便益がどれだけ出るか、有事が発生したとしてどれだけ出るかというのは、やはり項目に分けて別々に試算していく必要があると思います。その辺も含めて今後も指針を整理していくべきかなと思います。

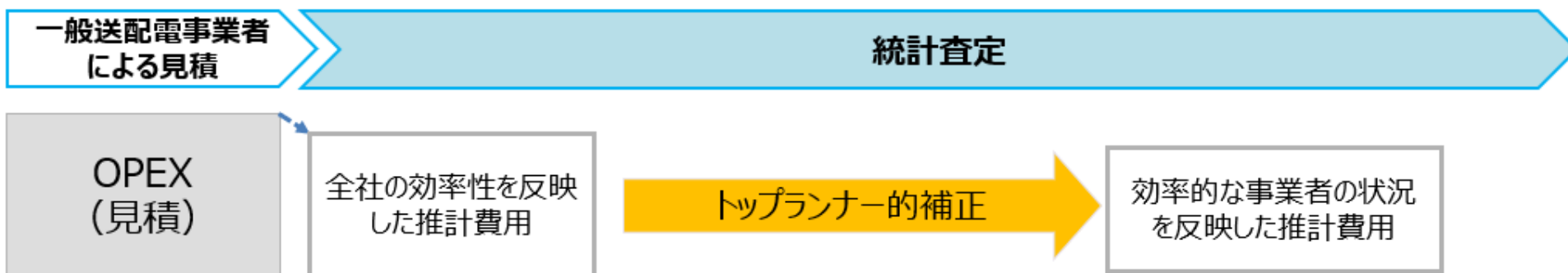
## IV 統計査定の精緻化

- 第1規制期間の審査においては、コスト効率化の観点から、OPEX、CAPEXについて過去実績等に基づく単価の確認（個別査定）や、事業者間比較による効率的な単価の算定（統計査定）を行った。
- 統計査定にあたっては、**定性的かつ定量的（決定係数や変数間の多重共線性）な観点から、適切な説明変数をそれぞれ設定することで重回帰分析により査定を行った。**一方で、**重回帰分析の結果、決定係数が低い費用については、中央値を用いた査定を行った。**
- 中央値を用いた査定は、重回帰分析に比べると、個別の工事の特性が反映されないという課題があるため、**送配電網協議会が統計査定の精緻化に向けた検討**を行っており、第8回 送配電効率化・計画進捗確認WG（2025年2月17日）では、第1規制期間では**中央値査定の対象となっていた一部の項目（高経年化対策-柱上変圧器-工事費等）**について、**説明変数の見直し等により、重回帰分析の決定係数が向上するといった結果が報告されている。**
- 送配電網協議会は、引き続き統計査定の精緻化に向けた検討を進めており、こうした状況も踏まえつつ、今後、より精緻な料金査定を行うため、**第2規制期間以降、中央値の活用から重回帰分析による統計査定への見直しも検討していくことが必要ではないか。**

# 【参考】第1規制期間におけるOPEX統計査定の全体方針

託送料金制度（レベニューキャップ制度）  
中間とりまとめ（2021年11月）

- OPEX査定においては、各社の実情を踏まえつつコスト効率化を促すものとするため、効率的な事業者における実績値を用いた統計的な査定を行う。



## 全社の効率性を反映した推計費用の統計的な算出

① **OPEX総額**（送電費・変電費・配電費・販売費・一般管理費）を対象に**各社の過去実績を用いて推計式を設定**することとし、その設定においては**統計手法として重回帰分析**を採用。

② OPEX費用の大半を占める人件費は、「必要な人員数」×「一人当たり給与」の掛け算の関係で表現することが可能であることから、**OPEX費用及び説明変数を対数変換**した上で、重回帰分析を実施。

③ 重回帰分析における説明変数については、定性的かつ定量的（決定係数や変数間の多重共線性）な観点から、**①需要要因（最大負荷）、②地理的要因（可住地面積）、③経済水準（民間給与）**をそれぞれ設定することを基本とする。

## トップランナー的補正水準の設定

④ 各社の過去5年間における費用実績（2017年度～2021年度）を用いて、重回帰分析により算出した推計費用と、実績費用を比較して各社の効率性スコアを算出。

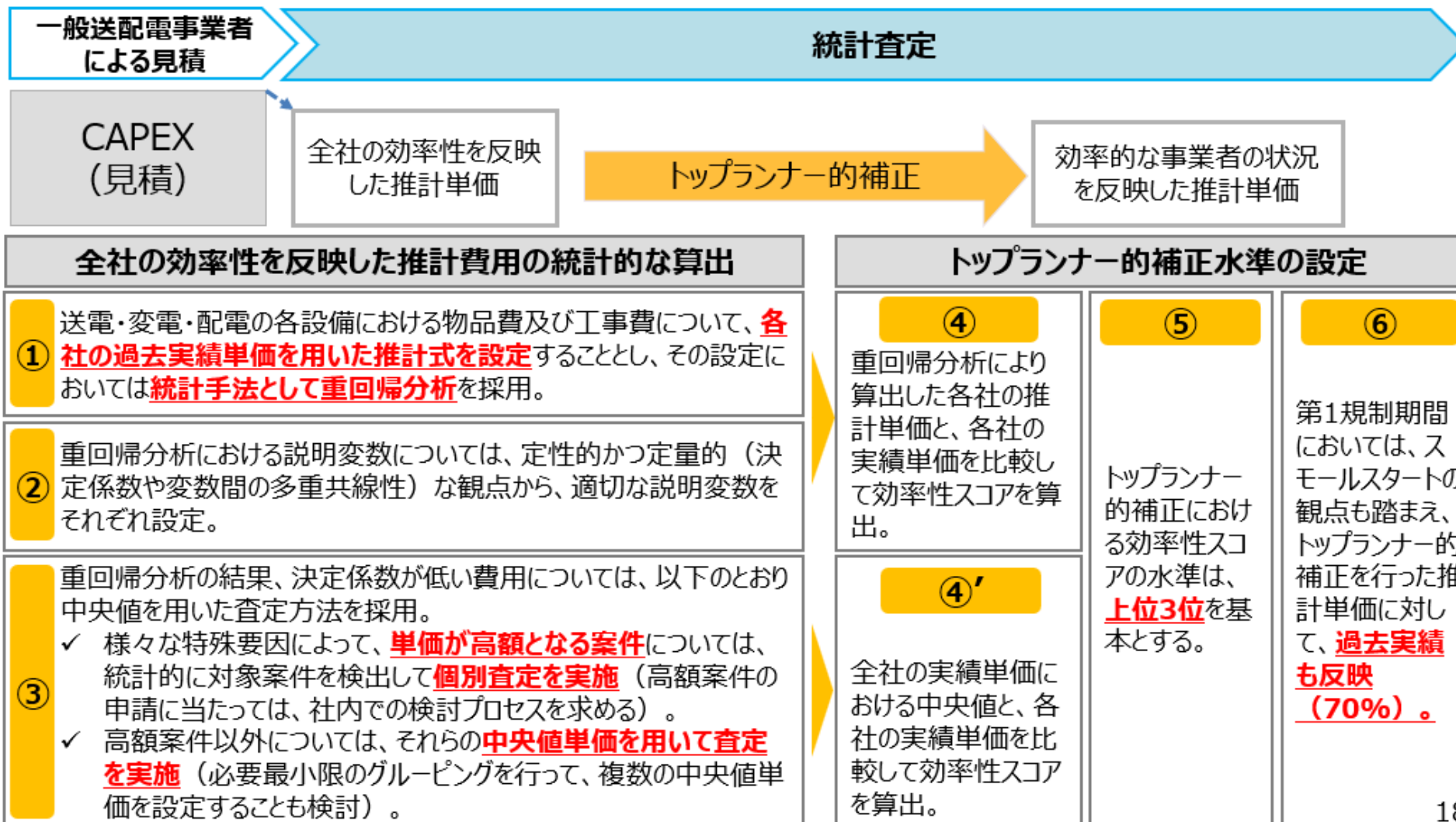
⑤ トップランナー的補正における効率性スコアの水準は、**【期初】上位5位、【期末】上位3位**を基本とし、規制期間において段階的な効率性を求める。

⑥ 第1規制期間においてはスモールスタートの観点も踏まえ、トップランナー的補正を行った推計費用の50%に加えて、**過去実績を50%反映**。

# 【参考】第1規制期間におけるCAPEX統計査定の全体方針（ローカル・配電系統）

託送料金制度（レベニューキャップ制度）  
中間とりまとめ（2021年11月）

- CAPEX査定においては、各社の実情を踏まえつつコスト効率化を促すものとするため、効率的な事業者における実績単価を用いた統計的な査定を行う。



# 【参考】 第1 規制期間の統計査定対象項目

第19回料金制度専門会合  
資料4 (2022年9月15日) 一部加工

系統区分	品目		検証方法	
			物品費	工事費
ローカル系統	送電設備	鉄塔	重回帰分析	低い決定係数のため、中央値活用
		架空送電線	重回帰分析	低い決定係数のため、中央値活用
		地中ケーブル	重回帰分析	低い決定係数のため、中央値活用
	変電設備	変圧器	重回帰分析	低い決定係数のため、中央値活用
		遮断器	重回帰分析	低い決定係数のため、中央値活用
配電系統	需要・電源対応		重回帰分析	重回帰分析
	高経年化対策(コン柱)		重回帰分析	重回帰分析
	高経年化対策(高圧線)		低い決定係数のため、中央値活用	低い決定係数のため、中央値活用
	高経年化対策(低圧線)		低い決定係数のため、中央値活用	重回帰分析
	高経年化対策(柱上変圧器)		低い決定係数のため、中央値活用	低い決定係数のため、中央値活用
	高経年化対策(地中ケーブル)		低い決定係数のため、中央値活用	低い決定係数のため、中央値活用

# 【参考】送配電網協議会による統計査定精緻化の取組

- 第8回 送配電効率化・計画進捗確認WGにおいて、分析対象とした配電系統にかかる物品費・工事費について、費用の変動と関連の大きい説明変数を分析・検討することで、決定係数の向上が図られた。

第8回送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループ  
資料3-2（2025年2月17日）

第2規制期間に向けた配電システムのCAPEX統計査定精緻化の検討状況  
～決定係数向上に向けて選定した説明変数～

- 第1規制期間では中央値活用による査定方法となった7費用について、説明変数データを精査し、重回帰分析を実施した結果、以下の通り**すべての費目に対して決定係数が0.7以上となる説明変数の組み合わせを抽出することができた。**
- このうち「高経年対策（柱上変圧器）工事費」については多様な説明変数をバランスよく選定することで決定係数が大きく向上したため、決定係数の向上に至った理由等の詳細な分析結果の一例を次頁以降にてお示しする。

分析結果と説明変数の概要

費用区分	決定係数	説明変数分類（検討中）						
高経年化対策（高圧線） 物品費	0.8以上	設備量⑤	設備密度②	需要量②	面積③	自然環境①		
高経年化対策（高圧線） 工事費	0.7以上	設備量①	設備量③	設備容量⑤	面積②			
高経年化対策（低圧線） 物品費	0.7以上	設備量④	設備量②	PV導入②	顧客密度④	面積③		
高経年化対策（柱上変圧器） 物品費	0.8以上	設備容量③	設備密度②	PV導入②	顧客密度①	面積②		
高経年化対策（柱上変圧器） 工事費	0.8以上	設備密度②	PV導入②	顧客密度②	需要量①	面積①	労務単価①	
高経年化対策（地中ケーブル） 物品費	0.7以上	設備量③	設備量⑥	設備容量②	PV導入①	顧客密度②		
高経年化対策（地中ケーブル） 工事費	0.7以上	設備量①	設備量⑥	顧客容量④	需要密度②	顧客密度③	面積③	労務単価②

# 【参考】送配電網協議会による統計査定精緻化の取組

第2規制期間に向けた配電系統のCAPEX統計査定精緻化の検討状況  
 ～「高経年対策（柱上変圧器）工事費」についての分析（顧客密度の観点）～

第8回送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループ  
 資料3-2（2025年2月17日）

- 選定した説明変数の1つで顧客密度に分類した「可住地面積あたりの世帯数（世帯/km<sup>2</sup>）」についての分析結果を説明する。
- 説明変数として選定した「可住地面積あたりの世帯数（顧客密度）」が大きいと、1台の柱上変圧器から供給する需要家の数が多く、それに伴い柱上変圧器の容量（kVA）も大きくなると考えられる。また、柱上変圧器の容量が大きくなると、重量や体積も大きくなるため、工事施工に要する作業時間や労力は大きくなり、結果として工事費が高くなる傾向にある。
- 以上より、高経年対策（柱上変圧器）工事費は「可住地面積あたりの世帯数」に比例して高くなることが想定される。

変圧器容量と工事作業量の関係性（イメージ）

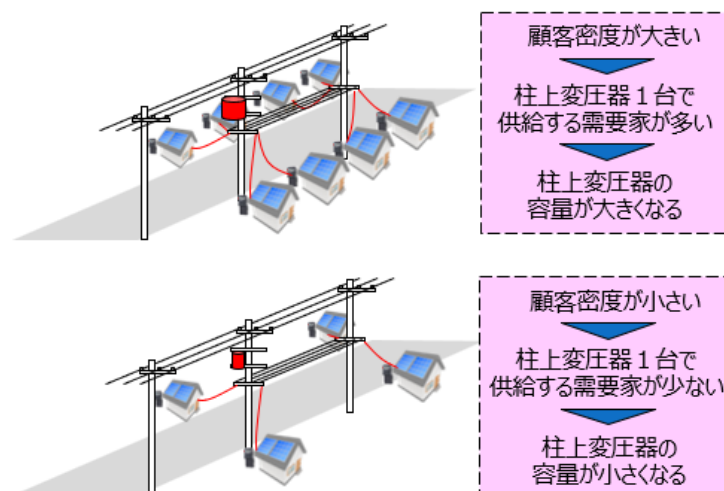
	10 kVA	75 kVA
重量	117 k g	350 k g
高さ	75 cm	105 cm
設定工量	1	1.5倍程度
供給戸数※	2件程度	40件程度

↑  
 作業時間が長くなる  
 ≡ 工事費が高くなる



※内線規程（資料）「集合住宅（全電化の除く。）の負荷想定例」より引用

顧客密度と変圧器容量の関係性（イメージ）



©Transmission & Distribution Grid Council

1. 一般送配電事業者による2026・2027年度の合理的かつ現実的な投資量の見直し
2. **第2規制期間に向けた検討課題について**
  - (1) 第2期制期間に向けた制度的論点等について
  - (2) **個別論点：規制期間中一律の託送料金の見直し**
3. 今後の想定スケジュール

## (2) 個別論点：規制期間中一律の託送料金の見直し（1/2）

- 第70回料金制度専門会合（2025年10月）で事業者から報告があったとおり、レベニューキャップ制度においては、**規制期間後年にかけて費用が積み上がる構造**にあるため、各事業者において**規制期間中一律の託送料金設定をした場合に、後年度にかけて利益が縮小する傾向**がある。
- 現行の指針において、託送料金の設定については、「**規制期間において一律の託送料金を算定することを基本**」とするものの、「**合理的な理由があると認められるときは、規制期間における各事業年度で異なる託送料金を算定する**」ことも認められている。
- 一方で、実際には、**第1規制期間においては、全ての一般送配電事業者は、規制期間中一律の託送料金設定を行っているのが現状**。
- この点、第72回料金制度専門会合（2025年12月）において、本論点に関して、**規制期間内で利益が減少していく計画が資本市場において否定的な評価をされ、結果として資金調達コストが上昇を招くリスクがある点に配慮した制度設計が必要であるとの意見や、小売事業者が十分な周知期間を確保できるよう適切な配慮が必要**といった意見があった。

## (2) 個別論点：規制期間中一律の託送料金の見直し（2/2）

- 前頁の課題を踏まえ、第2規制期間における託送料金の単価設定に際して、例えば、後年度の費用の増加に鑑み、規制期間中の収支の平準化や、年度ごとの費用と料金単価を対応させるために、各年度の料金単価を段階的に引き上げる形で設定するといった方法については、一般送配電事業者の収支の安定化が図られる観点や消費者にとっても費用の発生時期に即した公平な負担が図られるという観点からも、合理的と考えられるか。
- 一方で、上記のような設定を行う場合、各年度ごとに託送料金単価が変わることになるため、消費者への周知も含めた小売事業者の対応についても配慮が必要と考えられる。この点、例えば、5年分の託送料金単価を期初にまとめて確認し、一般送配電事業者において約款に記載するといった対応を行うことで、小売事業者の対応も含めた予見性が確保されると考えられるか。

### (参考：一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しの適確な算定等に関する指針)

#### 第六章 託送料金算定の方針について

##### 1 託送料金算定の原則（料金一律の考え方）

レベニューキャップ制度において、一般送配電事業者は、収入上限を超えない範囲で託送料金を算定する。その算定方法については、託送料金の安定性や、送配電設備の経済耐用年数の長さを重視する観点から、規制期間において一律の託送料金を算定することを基本とする。

なお、規制期間における各事業年度の費用の見積り額について合理的な理由があると認められるときは、規制期間における各事業年度で異なる託送料金を算定することを認めることとする。

特に、系統に係る費用の一部を発電者から回収する制度（以下「発電側課金制度」という。）を含めた送配電関連の費用回収のあり方について令和四年中を目途に結論を得るべく、令和六年度を念頭にできる限り早期の制度の実現に向けて、国の審議会において検討を行っていることや、今後広域系統整備計画の策定が見込まれることから、第一規制期間においては、これらの影響を踏まえ、規制期間における各事業年度で異なる託送料金を算定することを認めることとする。

# 【参考】レベニューキャップ制度の収支構造について

第70回料金制度専門会合  
資料3-1 (2025年10月22日)

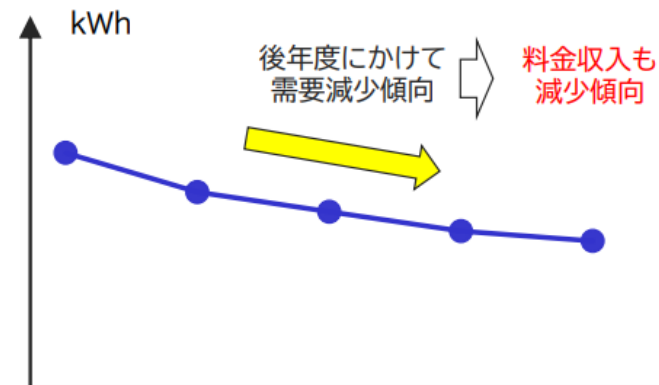
## (参考)原価上の想定利益について

- 再エネ電源の連系接続や高経年化対策工事、次世代投資を計画的に実施するため、概ね、後年度にかけてCAPEX・次世代投資費用(減価償却費等)が増加する想定。
  - 他方で、多くの会社で需要が逡減傾向※の想定の中、料金単価は5年一律であることから、想定収入(需要×単価)は後年度にかけて減少する想定。
- ※第2規制期間以降については、次世代半導体工場やデータセンターの新設等により特別高圧を中心とした電力需要の増加も見込まれているが、第1規制期間においては、低圧の電力需要の減少が見込まれている
- 第1規制期間においては、費用の増加傾向・収入の減少傾向が相まって、構造的に、多くの会社において、後年度にかけて想定利益が逡減する想定となっている。

### <費用イメージ>



### <収入(需要)イメージ>



# 【参考】第72回料金会合における御指摘

## ＜規制期間中一律の託送料金の見直しに関する御指摘＞

第72回料金制度専門会合（2025年12月）

- 最後に⑥（規制期間中一律の託送料金の見直の部分）のところでございますが、こちらについても、小売料金の影響とのバランスというのは十分配慮が必要ではございますが、どうしても事業として、時間がたてばたつほど規制期間内で利益がどんどん減っていくという見通し、これは29ページの絵などがそれに当たると思いますが、こういったものを見せられると、外部の金融市場、資本市場から見ると、事業環境がどんどん悪くなっていくのではないかとというようなメッセージにもどうしてもつながってしまいますので、そういったところが余計な資金調達コストの上昇につながってしまうリスクはありますから、そういったところにも配慮をした制度設計というのがあるのかどうか、これもぜひ一つ議論の俎上にのせていただければなというふうに思っております。
- 我々小売事業者は、現行の制度の中では、小売ガイドラインに従って需要家に丁寧な料金改定について説明・承諾を得る必要があります。託送料金の改定があれば、それをどのように反映するかということを中心に内部で議論し、お客様に通知・説明、要望があれば出向いてお話をし、何回か議論をする。さらに需要家の皆さんも、我々から受けた説明内容を需要家内で説明し、社内で合意を得る必要があります。なので、前回も言いましたけど、周知期間については前回の議論で、小売事業者が十分に周知期間を取れるように適切に申請をすることが望ましいとのコメントを事務局からいただきましたが、この点については改めて配慮をお願いしたいと。その上で、今回は、その改定の頻度や時期に対する議論の頭出しの議論についてちょっと述べたいと思います。上記以外についても、その頻度についても、先日の今述べたプロセスを経るということを考慮に入れて、ぜひ検討して欲しいと思います。また、時期についても、例えば小売の契約の更改を年度替わりのタイミングにするなど、関係する事業者の意見も聞きながら検討いただければと思います。
- 論点⑤（物価等や金利変動の反映方法）と⑥（規制期間中一律の託送料金の見直の部分）については、その反映方法のところは、確かにこのコメントにもあるとおり、小売料金への影響等にもちょっと留意しながらやる必要があるかなとは思いますが、精算のタイミングがずれればずれるほど、時間価値の部分の反映であるとかそういったところが、恐らくちょっと煩雑な部分も出てきてしまうとは思っていますので、できる限り小売料金とのバランスを踏まえつつも、できるだけ早く実態との乖離についての反映というのを念頭に置いて、仕組みの検討というのは必要なかなというふうに思っております。

1. 一般送配電事業者による2026・2027年度の合理的かつ現実的な投資量の見直し
2. 第2規制期間に向けた検討課題について
3. **今後の想定スケジュール**

# 今後の想定スケジュール

- 第2規制期間（2028年4月開始）に向けた想定スケジュールは以下のとおり。
- 2027年7月頃からの料金審査を行い、それまでに省令改正等の作業を完了する必要があることを考えると、省令改正等を要する制度的論点等については、**2026年内～2027年初頭までに検討を行う必要がある**。
- このため、本日整理した論点等について、順次本会合で議論していくこととしたい。

	2026年度				2027年度				2028年度
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-
事業者						収入上限 申請		託送供給等 約款申請	
料金制度 専門会合	第2規制期間に向けた、省令改正等を要する制度的論点等の検討			左記以外の論点検討	第2規制期間料金審査 (第1規制期間の事後調整含む)				新託送料金の適用
資源 エネルギー庁				パブコメ・ 省令改正等		パブ コメ		パブ コメ	